



平成26年3月19日

浪江町議会議長 小黒 敬三 様

資格審査特別委員長 三瓶 宝次



委員会審査報告書

本委員会に付託された「議員小黒敬三君の資格の有無」について、審査の結果、別紙決定書案のとおり決定したので、会議規則第77条の規定により報告します。

資 格 決 定 書 (案)

資格の決定を求めた議員 三瓶 宝次君

資格の決定を求められた議員 小黒 敬三君

小黒敬三君の議員の資格の有無につき、次のように決定する。

1 決定

地方自治法第92条の2の規定に該当する。

2 理由

別紙のとおり

平成26年3月19日

福島県双葉郡浪江町議会

別 紙

1 審査資格事項

- (1) 地方自治法第92条の2に規定する議員の兼業の禁止に該当するかどうかの調査審査
- (2) 公職選挙法第104条の規定に反しているかどうかの調査審査

2 委員会の開催

- 第1回 平成26年1月10日(金)
- 第2回 平成26年1月30日(木)
- 第3回 平成26年2月 7日(金)
- 第4回 平成26年2月13日(木)
- 第5回 平成26年2月26日(水)
- 第6回 平成26年3月 7日(金)
- 第7回 平成26年3月17日(月)
- 第8回 平成26年3月18日(火)

3 資格審査の結果

「地方自治法第92条の2の規定に該当し、議員資格を有しない」

4 審査内容

小黒敬三議員が、町と取引関係にある株式会社小黒設備工業の役員として経営に参画している状況から、地方自治法第92条の2に規定する議員の兼業禁止に該当するかどうか資格審査を実施したものです。

(1) 地方自治法第92条の2(議員の兼業禁止)に規定する該当要件の検討

普通地方公共団体の議員について兼業が禁止されているのは、当該団体の具体的な請負契約の締結に対する議決等に参与すること等により、直接・間接に事務執行に影響を及ぼす立場にある。したがって、兼業禁止の規定は、議会運営の公正を保障するとともに、事務執行の適正を確保することにあります。

地方自治法第92条の2(議員の兼業禁止)に該当するかどうか判断にあたっては、いくつかの検討すべき条件がありますが、判例、行政実例等を調査し次のとおり判断いたしました。

(2) 町と株式会社小黒設備工業の取引が法でいう「請負」にあたるか

法でいう「請負」は「一定期間にわたる継続的な取引関係にあること」が必要であります。町と株式会社小黒設備工業との取引はこれに該当し、また、特に請負額の算定

から除外すべき取引もないと判断しました。

(3) 調査すべき取引の期間

小黒敬三議員は、取締役平成15年8月26日に就任し、平成23年9月30日に退任しております。この退任登記をしたのは平成25年11月21日です。この期間は、現在の議員の任期以前からの就任で、今現在はその役職にはありません。これについては「今現在その役職になくとも現任期中に就任していれば、過去にさかのぼって資格審査の対象となり得る。ただし、前任期中まではさかのぼることができない」とされています。前任期にさかのぼることができないのは、議員の任期は住民の選挙を経たそれぞれ独立・完結したもので、この条項の失職制度は、任期中の失職事由があれば、議員の残りの任期について議員の身分を奪うものであるためとされています。

このため調査すべき取引の期間は、現任期の始まる平成25年5月1日以降となります。ただし、町の決算と対比する関係から、町との取引金額の算定にあたって平成25年5月1日以降といたしました。

(4) 取引の形態について

地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）の条文は、次のとおりです。

「普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び精算人たることはできない。」

したがって、当委員会では、町と株式会社小黒設備工業との取引において、株式会社小黒設備工業が「主として同一の行為をする法人」に当たるかどうかを調査することにいたしました。

5 審査経過

当委員会では、平成26年1月10日に第1回の委員会を開催し現在まで8回の委員会を開催してきました。

委員会として、審議した内容は「地方公共団体と取引のある法人取締役等になっている場合には、そのことを理由に直ちに兼業禁止とは判断できず、「主として同一の行為をする法人」に該当するかどうかで判断されることになっています。「主として同一の行為をする法人」とは、最近の決算書により判断して、団体等に対する請負額の割合が50%以上を占めるような場合には、明らかに該当するものと解される。また、請負額の割合が半数を超えない場合であっても、当該請負が業務の主要部分を占め、その重要度が長の職務執行の公正、適正を損なうおそれが典型的に高いと認められる場合には「主として同一の行為をする法人」に当たるとされております。

自治法第92条の2の規定にいう「主として」の解釈については、必ずしも50%が

その判断の基準ではなく、したがってそれ以下の場合には該当しないとは直ちにはいえないものであり、個々の事実によって判断するほかはない。との行政実例があります。

審査の中で、町と株式会社小黒設備工業の取引額が何%を占めるかについて調査をしました。

この審査対象となる期間は議員の任期である平成25年5月1日から平成25年1月18日第5回臨時会の議案提出までとしました。

当委員会として、町に請負契約額の資料請求を求めたところ2件で3,391,500円の請負額を確認しました。

また、株式会社小黒設備工業の決算を調査するため、直近の決算書を平成26年2月7日付けで平成26年2月12日まで資料の要求をしました。資料の提出はなく、再度資料の請求を平成26年2月25日まで要求をしたところ、「決算書の資料提出の法的根拠規定がない」ということでした。

また、小黒敬三議員は平成25年5月8日から浪江町議会議長としての要職に現在まで就いております。

地位を利用したと思われる営業行為の有無などについて、資料提出を求めました。平成25年10月26日に浪江町役場二本松事務所会議室において国会議員と懇談した際に交換した名刺には株式会社小黒設備工業取締役会長小黒敬三と記載されており内外的に営業活動をしておりました。

また、平成25年1月24日に浪江町長に提出された建設工事入札参加資格審査申請書の技術者経歴書には取締役小黒敬三と記入されそれに基づき浪江町は浪江町入札参加資格申請書提出書類確認表（建設工事部門）でチェックして問題がないとして平成25年2月4日に受理されております。

さらに、今回の議会議員選挙の浪江町議会議員選挙候補者届出書（本人届出）が平成25年4月11日に浪江町議会議員一般選挙選挙長岡田和雄様あてに職業会社役員と記入し立候補の届出がされ受理されております。

平成26年3月7日に小黒敬三議員の出席を当委員会として求め、取締役に就任した経緯や地方自治法の兼業禁止に対する認識がどうであったかなどを聴取いたしました。小黒敬三議員によると、「震災以降は議会活動にシフトを置いて活動していたので、会社の登記関係は会社も混乱していたので2年毎の登記申請はしていなかった。登記上は平成23年9月30日に役員を自動失職していた。誤解を招くので臨時議会終了後役員の退任手続きを取った。

議員必携を読んで、町からの受注が主要でなかったのもそのままでと判断していた。仕事も民間を中心に受注しての会社経営であった。浪江町からは多く受注はしていなかった。」

さらに、「役員については、認識の違いで後でそうなっていて、法的には平成23年9月30日に退任していた。手続きを取るまで、皆さんに間違えて説明したのもあります。

正式な手続きを取ったらそうになっていた。」との説明でありました。

6 結論

以上の審査結果を踏まえ、委員会としての意見を集約いたしました。今回の事案は地方自治法第92条の2（議員の兼業禁止）の普通地方公共団体の議会の議員は、当該普通地方公共団体に対し請負をする者及びその支配人又は主として同一の行為をする法人の無限責任社員、取締役、執行役若しくは監査役若しくはこれらに準ずべき者、支配人及び精算人たることはできないに該当すると言えます。

「主として同一の行為をする法人」に当たるとの委員が多数で、当たらないとしていた委員も有りました。

当たらないとした委員の意見としては、「主として」の部分では、町との請負額が50%を超していないので当たらない。さらに、平成23年9月30日に取締役の退任登記をしているので当たらないとの意見でありました。

小黒敬三議員は平成23年9月30日に取締役の退任登記をしているがその後各公的機関に提出された各種届出書には株式会社小黒設備工業取締役小黒敬三と記載されており、このことからして、登記上役員でなかったとする小黒敬三議員の主張は社会通念上通りません。

さらに、会社法第346条第1項には、「役員が欠けた場合又はこの法律若しくは定款で定めた役員の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した役員は、新たに選任された役員が就任するまで、なお役員としての権利義務を有する。」とあります。

平成25年11月18日の臨時会の日を取った登記情報によると小黒敬三議員は、取締役にて在任していたと確認されました。平成25年11月18日の臨時会後の株式会社小黒設備工業から提出のあった登記簿情報によると平成25年11月21日に退任手続きを取られておりました。したがって平成25年11月16日に株式会社小黒設備工業の役員が新たに就任しておりますので、平成25年11月15日までは取締役としての「権利義務」を有することが確認できます。退任手続きは明らかに取締役退任の正当性を齎したにすぎません。したがって、臨時会の提出議案の採決時には明らかに取締役として在任していたことが明白であります。

平成25年10月30日に仮契約の契約行為が有ったことは事実であり、平成25年11月18日開催の臨時会で工事請負契約が否決されたことは非常に重い事であります。

今回法でいう議員の兼業禁止に該当するとの委員会の審査結果であります。小黒敬三議員が法人の取締役に就任していた行為は町民から誤解を受けかねず、ひいては議会の信用を失墜させることになり当事者が議会の代表者たる議長であることで誠に遺憾であります。

委員会採決では、決定書案のとおり、「地方自治法第92条の2の規定に該当し、議員資格を有しない」と決定いたしました。

よって公職選挙法第104条に抵触すると判断する。

以上、委員会報告を終わります。